令和８年６月森町議会定例会会議録

１　招集日時　　令和８年６月９日（火）　　午前９時３０分

２　招集場所　　森町議会議事堂

３　開会・開議　　令和８年６月９日（火）　　午前９時３０分

４　応招議員

１番議員	榊原雄太	２番議員	小澤由彦
３番議員	髙木幸広	４番議員	佐藤嘉彦
５番議員	鈴木哲司	６番議員	清水健一
７番議員	佐藤明孝	８番議員	川岸和花子
９番議員	岡戸章夫	10番議員	加藤久幸
11番議員	中根信一郎	12番議員	西田　彰

５　不応招議員　　なし

６　出席議員　　応招議員に同じ

７　欠席議員　　なし

８　地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	永井雅也
教育長	野口和英	総務課長	平田章浩
危機管理課長	鈴木知寿	政策企画課長	鈴木勇登
財政課長	鈴木俊久	税務課長	長野　了

住民生活課長	野口　忠	福祉課長	中村　貢
健康こども課長	三澤由紀子	農林政策課長	栗田俊助
産業政策課長	福島光英	建設課長	緩鹿英文
定住推進課長	秋山大介	上下水道課長	小坂一郎
会計課長	髙山　亮	学校教育課長	岩井秀司
社会教育課長	磯谷博俊	病院事務局長	朝比奈直之
病院管理課長	内山敬浩		

9　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	榊原一嘉	議会書記	森下幹子

10　議事日程

議案第４９号　森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議案第５０号　令和８年度森町一般会計補正予算（第２号）
議案第５１号　令和８年度森町一般会計補正予算（第３号）
議案第５２号　令和８年度森町介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第５３号　第１０次森町総合計画基本構想の策定について

11　会議に付した事件　　議事日程に同じ

＜議事の経過＞

議　長	（　中根信一郎　議長　）出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 ここで建設課長から発言を求められておりますので、これを許します。 建設課長。

建設課長	（　緩 鹿 英 文　建設課長　）建設課長です。 ６月３日の本会議において議案第 54 号「建設工事変更請負契約の締結について」の川岸議員からの質疑における答弁の中で、事業が完了しているという誤解を招きかねない発言をしてしまいましたので、補足させていただきます。 変更契約締結後に今回増額の要因となりました発生土の処分と鉄筋コンクリートの構造物の取り壊し処分について行いまして、その処分の実施によって全体の事業の完了ということになります。よろしくお願いいたします。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）それでは、日程に入ります。 日程第１、議案第 49 号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 ５番、鈴木哲司議員。
５番議員	（　鈴 木 哲 司　議員　）５番、鈴木です。 自分は３点ほどお伺いいたします。 １点目ですが、31 万 5,000 円を 33 万円に、補償額を今上げる根拠、理由が分かれば教えてください。 ２点目ですが、補償基礎額、これは階級、勤務日数によって決まっていると思いますが、この金額は各市町村によって違うのか。 ３点目ですが、森町消防団で過去に支払った事象はあるか、あれば何件あるか。 以上３点お聞きします。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）危機管理課長。
危機管理課長	（　鈴 木 知 寿　危機管理課長　）危機管理課長です。 ただいまの鈴木哲司議員からの御質問にお答えをいたします。 質問３点いただいております。 まず１点目の 31 万 5,000 円から 33 万円に改正をしたというところの理由といったところでございます。こちらにつきましては、

国の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令といったものがございます。国が昨今における社会経済情勢、物価の引上げとか、そういった状況等も考慮する中で、この金額に改正をしたというものでございます。国のこの政令の改正、上位法等の改正によりまして、各市町村が条例で定める額に基づき、ここの基準を算定するということになっております。従来、森町につきましては、この基準、国の政令等を参照しまして、基本的には同額でやっておりますので、今回こういった社会情勢等も国の改正等も考慮する中で、この金額に改正をしたといったものでございます。

それから２番目、補償基礎額表がありますけれども、こちらも各市町がそれぞれ条例の中で謳っているといったものでございます。森町につきましては、今年の３月議会で、この補償基礎額につきましては、改正をさせていただいたという経過もございます。消防団の階級、あるいは勤続年数によってここの金額が違うということは先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。こちらにつきましても森町におきましては、国の政令等を参考にして行っております。その中で、同様に改正をしているといったところでございます。各市町も基本的には国の政令に従って改正をしているということで認識をしております。

それから３点目の過去に支払った事例等はあるのかといったところの御質問かと思います。こちらにつきましては、森町におきましては、療養補償ということで、例えば訓練とか消防の公務等で、それに伴う活動において少し怪我をされたとか、そういった療養補償というものは、令和５年度に１件、令和４年度に１件ということで件数が入っております。そのほかの、例えば障害とか介護、あるいはお亡くなりになったとか葬祭、そういったところの補償につきましては、実績というのはこちらでは確認をしていないという状況になっております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

12番、西田彰議員。

12番議員　（　西　田　彰　議員　）今、哲司議員の質問の中で、葬祭補償額33万円に上がるわけですけども、これは基礎額とは関係なく、どの非常勤団員も一緒ですか。基礎額があるから、33万円はなくて、２万円になるとか、そういうことになるのでしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）危機管理課長。

危機管理課長　（　鈴木知寿　危機管理課長　）危機管理課長です。

ただいまの西田議員からの御質問にお答えをいたします。

こちらの葬祭補償につきましては、条例第18条に謳ってございますけれども、31万5,000円が現行でございます。それが33万円の改正案ということで、今、上程をさせていただいているといったところでございますけれども、この金額に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給するといったものになっておりますので、基本的には補償基礎額、先ほど言いました条例の最後に別表も載っておりますけれども、各階級、年数に応じて補償基礎額というものが決まっておりますので、その金額に30倍を掛けていただいて、プラスこの葬祭補償、今で言うと31万5,000円、もしお認めいただければ、33万円になるという形で、計算をするというものになっております。例えば、一般の消防団員で５年勤務されておりまして、あってはいけないのですけども、お亡くなりになった場合ということで考えますと、新しい条例、お認めいただいて改正された場合には、33万円プラス１万円掛ける30という形になりますので、基本的には63万円を葬祭を行う者、基本的には喪主等になるかと思うのですけれども、一時金として支給をするというものになっております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐藤明孝　議員　）佐藤です。

１点お願いいたします。

今回の改正の条例第４条第７号は、この補償を受け取る遺族の

記載がなっていると思います。遺族がいない場合については、一定条件を満たす別の親族に支給するようなことも書かれていますけれども、この遺族がいない場合の対応、一定の条件を満たす親族というこの内容について、教授を願いたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）危機管理課長。

危機管理課長　（　鈴木知寿　危機管理課長　）危機管理課長です。

ただいまの佐藤明孝議員からの御質問にお答えをいたします。

葬祭補償ということで、基本的には遺族にという形になっております。遺族がいらっしゃらない場合というところでございますけれども、遺族がどの範囲までというのがあるかと思いますけれども、３親等とか、いろいろ戸籍等でも確認をする中で、その人を遺族ということで、そういった部分の葬祭を行っていただけるか、あるいはそういった受取り等、確認をするという形になっております。事例的にはまだ森町におきましては、この葬祭補償等に至った事例というのは過去ありませんけれども、まずは戸籍等を確認して、その中で遺族を確認していくというとこでございますけれども、全くいらっしゃらないといったようなケースもお調べすると出てくるのかなということで考えておりますけれども、そういった場合には、また大元の国の消防基金にも、その対応を確認して、その中で適正な事務処理を進めていきたいと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐藤明孝　議員　）今の課長の答弁ですけれども、例えば遺族がいなかった場合の一定の条件は、どういったものを条件として見なしているのか。その点だけ最後に確認のためにお聞きしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）危機管理課長。

危機管理課長　（　鈴木知寿　危機管理課長　）危機管理課長です。

ただいまの佐藤議員からの再質問についてお答えをいたします。

一定の条件ということでございますけれども、こちらにつきましては、例えば過去に生計を共にしていたとか、あるいは扶養、施設等に入っていらっしゃれば、仕送りをしていた、生活費の支給をしていたとか、そういったところも当然確認をするという形になっておりますので、そういったところが条件になってくるものと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。

日程第２、議案第 50 号「令和８年度森町一般会計補正予算（第２号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

３番、髙木幸広議員。

３番議員　（　髙木幸広　議員　）髙木でございます。

説明書９・10 ページ、３款２項４目、こちらの森第１放課後児童クラブ、エアコンの修繕に関して３点ほどお伺いをいたします。

まず１点目が、エアコンの具体的な修繕の内容を教えてください。

２点目が、この修繕の工事の実施時期と工期を教えてください。

３点目が、修繕期間中においても児童が熱中症等の心配なく快適に過ごせる環境は確保されているのかどうかという、この以上３点をお伺いいたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）健康こども課長。

健康こども課長　（　三澤由紀子　健康こども課長　）健康こども課長です。

髙木議員のただいまの質問にお答えいたします。

説明書３款２項４目、児童福祉施設費のうち子育て支援施設費の修繕費 1,085 千円についての御質問でございます。

まず１点目の修繕内容につきまして御説明いたします。

今回ですけども、エアコンに不具合があったということで。こ

ちらにつきましては、15年経過したエアコンでございまして、経年劣化によるものと考えられます。こちらにつきましては、交換部品の供給が終了しているため修理は不可能となっております。今回は取替え修繕ということで、修繕費に計上しておりますが、入替え予定のエアコンにつきましては、既存エアコンの後継モデルでありまして、機能向上を目的とする更新ではなく、修繕のために本体を入れ替えるという修繕となっております。

２点目の実施時期、工期につきましてですが、今回補正予算をお認めいただきましたら、直ちに業者へ発注し、手配ができ次第、入替え作業に入らせていただく予定であります。２週間程度かと思われますが、作業としては２日ほどあればできると伺っております。早めに設置ができるように、クラブと業者、それぞれと調整しながら進めてまいる予定でございます。

それから３点目の熱中症の対策といいますか、児童が快適に過ごす環境の確保ができているかということでございますが、今回の不具合につきましては、完全にエアコンが故障しているということではなく、今も稼働しております。ちょっと音が大きくなったり、この後、真夏に向けて気温が上がったときに対応が難しいのではないかというところで入替えをさせていただくものですので、今のところ、問題なくといいますか、子供たちに影響があるような状態ではないということで、今後に向けてこの夏の対応として入れ替えさせていただくというものでございます。工事期間中につきましては先ほど申し上げましたとおり、作業２日ほどですので、クラブに影響のない時間帯とか時期を見て、入替えをさせていただく予定です。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

４番、佐藤嘉彦議員。

４番議員　（　佐藤嘉彦　議員　）４番、佐藤でございます。

事項別明細書の９・10ページの８款４項４目、公園費についてお伺いをしたいと思います。まず初めに、森町都市公園地下貯留

施設実施設計業務委託 27,000 千円、これについて少しお伺いをしたいと思います。

今回この実施設計の対象となる貯留施設のキャパ、貯留容量についてお伺いをしたいと思います。

そしてもう１点ですが、この今回のこの実施設計ですが、全額起債で対応されていると、これは充当率 100 パーセントの交付税措置 70 パーセント、交付税算入率 70 パーセント、大変有利な起債で取り組まれるということでございますが、例えば防災・安全交付金であるとか、あるいは国交省の都市公園防災とか、そういった防災に関する補助金の対象になる可能性というのはなかったのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）建設課長。

建設課長　（　緩 鹿 英 文　建設課長　）建設課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えします。

まず１点目の雨水地下貯留施設の容量ということです。これについては、これまで検討してきた中で縦 20.71 メートル、横が 23.98 メートル、高さ 2.375 メートルということで、容量的には 1,180 立方メートルの容量を確保するという計算で考えております。

２点目の今回この事業に当たりまして、緊自債ということで起債対象での対応をしております。質問の中でありました防災・安全交付金ですとか、他の国交省のメニューがなかったのかということだと思います。これにつきましては、町としましても、中部地方整備局、浜松国土河川事務所、あとは県等に協議を重ねてまいりました。今言われたような防災・安全交付金等についても何か対象となる補助メニュー等がないかということで話をしてきましたが、結果的には検討する施設の容量的、規模的なところ、あと全体の計画の位置付け等の点から対象となる補助メニューがないということが判明しました。そのために今回この緊自債ということで起債の対象として事業を考えているということになりま

す。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）４番、佐藤嘉彦議員。

４番議員　（　佐 藤 嘉 彦　議員　）４番、佐藤です。

地下貯留施設の実施設計に関する二つの質問については了解でございます。

それからもう２点ほどお伺いをしたいと思います。

その上の森町都市公園実施設計業務委託 19,000 千円ということでお伺いをいたします。

まず１点目はバリアフリーであるとか、あるいはユニバーサルデザインの対応と、これについては考えていられるのかどうか。例えば基本計画での成果としてお見せをいただいた図面がございますけれども、そこには多目的トイレ、スロープとか、そういった記載も見られるわけですけども、それ以外の例えば点字案内板の設置であるとか、段差、そういったものについて実施設計の中に盛り込む予定があるかどうかというところを１点お伺いしたいと思います。

それから最後もう１点でございますけれども、今回都市公園として整備をしていくということで、完成後は都市公園条例の中で位置付けをして、都市公園台帳ということで整備をすれば、交付税の基準財政需要額にも算入されるということではあるのですけれども、将来的な維持管理費を考えた場合に、例えばその植栽計画をどうするかによって、その後の維持管理経費は高くも安くもなるので、そういったその将来構想も踏まえた観点での設計というものも併せて考えているかどうか、その２点お伺いをしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）建設課長。

建設課長　（　緩 鹿 英 文　建設課長　）建設課長です。

ただいまの佐藤議員からの再質問についてお答えをします。

まず１点目の公園の設計に当たってバリアフリーですとか、ユニバーサルデザイン等々そういった対策を考えているかというこ

	とかと思います。それにつきましては、今回の公園の目的の一つとして子供からお年寄りまで、誰もが使える公園ということで考えております。その中で、当然バリアフリー、ユニバーサルデザイン化をしていく、進めていくということは考えております。そういう中で今、意見としてありました点字の案内板ですとか、そういった対応についても実施設計の中で、設置する場所等も含めて詰めていきたいということで考えております。 ２点目の今後整備されたときに、台帳に載っけて都市公園条例として管理していくということで、維持管理費等も含めた今後の対応ということかと思います。これについては、公園の整備に当たりまして植栽等を多くすれば、当然維持管理費が高くなってくるということで、その辺も実施設計の中で、将来的な維持管理のコスト、その辺も見ながら、実施設計の中で検討をしていきたいということで考えております。また、例えば公園内でキッチンカーのような、そういったものを使えるようなスペース、そういったものも整備していくという考えがあります。そういった中で例えば電源等を使う中で、それをキッチンカーで使う団体等からのですね料金徴収、そういったものも公園の今後の維持管理に充てていけるのかどうか、その辺も併せていろいろ調整をしていきたいと考えております。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。 ２番、小澤由彦議員。
２番議員	（　小 澤 由 彦　議員　）２番、小澤でございます。 同じく８款４項４目、こちらの地下貯留施設実施設計についてお伺いしたいと思います。 まずこちらの地下貯留施設ですけれども、どの範囲までを想定して、こちらの貯水槽に水を入れるのかといったところをお聞きしたいと思います。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）建設課長。
建設課長	（　緩 鹿 英 文　建設課長　）建設課長です。

小澤議員のただいまの質問にお答えします。

今回計画します地下貯留施設の流域というか、どこの範囲を拾うかということだと思います。これについては、今回整備する公園部分とその北側に県から払い下げを受けました実習農園ということで、蓮華寺と随松寺の間の山があるわけですけど、そこの山からの雨水排水もそこで拾うということで、流域は考えております。流域としては、地区内の公園内が今1.27ヘクタール、それと地区外の北側の山の部分が1.07ヘクタールということで、トータルしますと、2.34ヘクタールほどの流域を見込んでおります。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐 藤 明 孝　議員　）今回のこの一般会計補正予算の中の林道大尾大日山線の復旧工事の関係です。これについて、国との変更協議という文言がございます。変更とは、以前決められた工事内容と何が変更されているのか、そして今現在それを協議中ということらしいですけれども、その協議が終了するのはいつぐらいをめどに考えられているのかお聞きします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐 藤 明 孝　議員　）参考資料には変更の内容が①から④まで書かれてございます。そしてそれ以外のものは軽微な変更での協議と書かれてございますけれども、今回のこの変更協議というのはこの①から④の中のどれに該当するのかという内容でも答弁としては構いません。先ほどの２点お願いいたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）農林政策課長。

農林政策課長　（　栗 田 俊 助　農林政策課長　）農林政策課長です。

佐藤明孝議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず協議の関係でございますけども、参考資料の２枚目の下段に書いてございますけども、この①から④の中の今回の重要変更

の協議につきましては、③の増加又は減少する工事費の額が変更前の工事費の額の 30 パーセントに相当する額を超えるものということで、今回は協議をさせていただいております。前回の第１回目の協議につきましても、この③の 30 パーセントを超える額ということで、１回目を協議させていただきまして、その時は第１回目につきましては道の線形が出るということで、土量等が大変多くなるということで、１回目の変更協議、30 パーセントの事業費が超過するということで変更の協議をさせていただきました。今回はそれに伴って、道路線形が見えてきましたので、今度は山側の法面整形、それから簡易法枠工等のやる面積が伸びたということで、事業費も増大すると。また、それに伴う残土処分量等も加味すると 30 パーセントぐらい増額するというようなことで、重要変更の協議を今国に上げさせていただいてございます。それで、現状のところでございますけれども、重要変更につきましては県を経由して、国に協議を行うということになっております。令和８年４月３日に県を通じまして国に災害復旧事業計画の変更申請２回目ということで、提出をさせていただいてございます。この変更協議につきましては、不可視箇所の追加によりまして、参考資料にもございますけれども、３月に契約の締結をさせていただきました２億 8,781 万 5,000 円、この金額の 30 パーセントを超える見込みであるということで、今回出させていただいている内容でございます。５月 20 日から 22 日にかけまして、県から林野庁に事前協議を提出させていただいてございます。５月 25 日に林野庁から同意を今いただいている状況です。５月 26 日に林野庁から同意を得ましたので、次に 26 日に県庁から東海財務局へ事前協議を提出してございます。その後、５月 29 日に東海財務局から同意を得られましたので、６月 29 日、その後、また県から事前協議が終了しましたので、本協議ということで、今、国に契約概要書の承認、それから補助計画変更協議ということで、本申請を林野庁に出しているところでございますので、この本協議の二つが整え

ば、また町に承認の通知が県を通じまして来るようになりますので、今月といいますか、近々協議が済んで、町に承諾通知が来るのではないかなということころで今考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐 藤 明 孝　議員　）分かりました。

今回については、非常に大きな工事になるということで私どもも承知はしております。今の御答弁の内容のように、手早くいろいろな上申等をさしていただいている、そしてそれについての回答も得ているということで、早めの工事再開等をまたお願いしたいと思います。

それで、１点だけ確認の意味でお願いしたいのですが、地方債補正の中の１の追加です。この限度額が 1,600 千円というかなり小さな金額で載せられていますけれども、これは大尾大日山線のいわゆるピンポイント的な工事箇所になるのかなとも思うのですけれども、この金額の小ささというものは何に当てられるものなのか、それを最後お聞きしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）財政課長。

財政課長　（　鈴 木 俊 久　財政課長　）財政課長です。

佐藤議員の御質問にお答えをします。

歳入の５・６ページでございますが、災害復旧債ということで、節区分の３番に農林水産業施設災害復旧費ということで 1,600 千円の計上をさせていただいております。これが限度額の引上げの根拠となっている数字でございますが、この 1,600 千円の算出につきましては、今回補正予算で 250,000 千円計上させていただいております。それに対しまして国の補助金が県経由で入ってきますので、16 款２項９目の災害復旧費県補助金が 248,000 千円ということでございます。これにつきましては補助率が 99.2 パーセントという高い補助率でいただいておりますので、この 248,000 千円を引きますと、残りの金額が出ます。これに対して、過年度債の充当率が 80 パーセントということになっておりますので、

250,000千円から248,000千円を引いた額に８割を掛けると1,600千円になるということで、今回1,600千円の起債を計上させていただいております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

１番、榊原雄太議員。

１番議員　（　榊 原 雄 太　議員　）９・10ページの８款４項４目の公園費についてお聞きをいたします。この中で0002の遠州小京都リノベーション推進事業の森町都市公園地下貯留施設実施設計業務委託、この金額ですけども、この金額をまず設計でかけた場合に、どこの範囲で、そういった水害とかそういったものに対して効果が出てくるのかといった点をまず１点としてお聞きをいたしたいと思います。

２点目としましては、こういった地下の貯水を作るということは地上に作るよりも非常に高額な金額がかかるということになります。そういった場合には、例えばこの1,000立米を別の場所で調整池とかで作ることもできますし、田んぼ、ダムの活用とかそういったもっと安価な方法があるのではないか、そういった安価な方法を検討したのかどうかといった点をお聞きしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）建設課長。

建設課長　（　緩 鹿 英 文　建設課長　）建設課長です。

ただいまの榊原議員の御質問にお答えします。

今回のこの地下貯留施設を整備した際の効果のエリア、まず１点目の御質問かなと思います。これにつきましては、先ほども申しましたとおり、今回のこの貯留施設の領域を拾うところが出ております。そういう中で基本的には、まず河川整備といいますと、下流から本来やってくるべきところですけど、当然下流から全てやってくるという中では、現実的に、もう既に土地利用が図られているという中で難しいというところで、上流のところで下流への影響を考え、まず地下貯留等の水をためる施設を考えるという

中での今回の件となっております。今回のここの公園のところに整備する効果としましては、この役場の前を出たところの第１都市下水路が役場の前からずっと栄町に向かってありますけど、そこのところの断面が狭いというところで、そこのところでこの周辺で水が冠水してしまう、被害が出て影響があるということになりますので、まず役場の前の部分で、ここへの影響を少なくするというところで、そこへの影響を考えた中で、上流のところに一時的に水を溜める施設を作ることで、役場前の冠水等の影響を軽減していくという考えで今回計画をしております。

２点目の、今回地下貯留施設ということですけど、例えば地上に作るような調整池ですとか、田んぼ、ダム、そういったことをすることでもう少し安価にできるのではないかという質問かと思います。今回のこの地下貯留施設については、まずその辺についても地下貯留施設にするのか、よくある開発等で行われている表面の構造物にできるような調整池にするのか、また表面貯留ということで、全体に表面のところに水を溜める施設にするのか、そういった諸々の検討をする中で、調整池の容量にもよるわけですけど、あまりオープンのものを上に作ってしまうと、公園として利用できる有効面積も減ってくるということで、その辺のことも踏まえて検討しております。

あと田んぼ、ダムですとか、それ以外のところの対策、安価な方法は考えられないかということですけど、これについては令和８年度に第２小籔川水系の浸水対策ということで、３か所実施設計の対策として今やっております。そういった対策の一つとして、今回公共施設として公園を整備するというところで、少しでも下流への影響を減らすというところで、検討をしているということで、今後、当然それ以外のところの浸水対策として、田んぼ、ダムとなりますと、当然、所有者も個人ということでなっていきます。そういったことも踏まえまして、今後、必要に応じて、町全体の浸水対策の一環として検討することはあるかなと思いますけど、

今回まず、この公園整備という中で、公園のところに、下流への影響を考えた一時的な貯留施設をつくるということで考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。

１番議員　（　榊 原 雄 太　議員　）１点目のまず効果がどこにあるかといった点については、役場の周辺といったことで、例えば森町のこのまちなかでいえば、やはり遠江総合高校の前のところで雨の度に冠水してしまうとか、福田地とかで毎回用水が増えてしまうとか、私の住んでいる南町でも必ず大雨のときには、用水があふれてしまう箇所があったり、そういったところでなかなか治水対策を進めないといけない場所がたくさんあるのかなと思うのですけども、まずここの近くといったところで、遠江総合高校の前のところに対して、やはりここで止めることによって効果があるのかないのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）建設課長。

建設課長　（　緩 鹿 英 文　建設課長　）建設課長です。

榊原議員の再度の質問にお答えします。

質問としては、今回公園の地下貯留施設を作ることで、遠江総合高校前の冠水、そういったところの緩和というか、軽減がされるかということかと思います。これについては、実際今回公園で作る流域というか、排水先については、先ほど言いました南町の方にずっと水が流れていくところの流域と遠江総合高校の前の排出については、令和８年度に実施設計を行っておりますけど、流末が第２都市下水路ということで森駅の方へ向かって流れていく流域への対応ということになりますので、その流域が変わってきますので、今回公園で作る地下貯留施設が遠江総合高校のところへの影響というと、効果としては直接はないかなと思いますけど、最終的なところで言えば、町全域ということで考えれば、当然一時的に溜めるということでも、全体としては効果が出てくるということで考えております。以上です。

議　　長	（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。
１番議員	（　榊 原 雄 太　議員　）それでは最後の再質問をさせていただきます。 　今回は設計ということですが、実際に建設の段階まで行った場合に、公園としてどのぐらいが見込まれているのか、また貯留施設としてどのぐらいが見込まれているのかといったものが分かれば教えてください。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）建設課長。
建設課長	（　緩 鹿 英 文　建設課長　）建設課長です。 　榊原議員の再度の御質問にお答えします。 　今年度、実施設計に入っていくということでありますけど、設計した後の事業化ということで、事業費ということだと思います。今、昨年に行った基本設計業務の中で出ています概算の工事費としますと、公園で８億円、地下貯留施設が概ね２億円ということで考えております。これについては基本設計の中での計画ですから、またその辺も調査しながら、考えていくということになります。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。 　８番、川岸和花子議員。
８番議員	（　川岸和花子　議員　）川岸です。 　今話題に上がっております、遠州の小京都リノベーション推進事業の都市公園設計業務委託ですけれども、来年度の実施に向けてということで地域未来交付金を活用して、拠点整備事業として内示を受けたということですが、これの補助率というか、どれぐらい出るのか、またそれの条件は、どういうものなのかというものをお伺いします。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）政策企画課長。
政策企画課長	（　鈴 木 勇 登　政策企画課長　）政策企画課長です。 　地域未来交付金の川岸議員の御質問にお答えをいたします。 　地域交付金（拠点整備）の内容といいますか、補助率等の御質

問かと思います。今回で言いますと、歳入の説明書５・６ページになります。15 款２項１目２節の地域未来交付金拠点整備としまして 9,498 千円という額が上がってございます。これにつきましては先ほど確認をいただいております 10 ページの森町都市公園実施設計業務委託 19,000 千円にひもづく歳入でございますけども、地域未来交付金の計画上、この委託費を 1,899 万 7,000 円として計上しておりますので、その２分の１でございます 9,498 千円を歳入として計上してあるというものでございます。同様に建設費も２分の１の交付金をいただけるということになってございます。この条件ですけども、３年間の実施計画というものを出しまして、その３年間の総額をまず出しております。その中で申請は年度ごとに行っていくものですから、年度ごとに２分の１の額を申請していくというものになってございます。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）了解いたしました。

次の復旧災害費の先ほどの大尾大日山線の被災のところですけれども、令和６年に被災してから崩土があったということで、被災状況が読めなかった、そこからその状況がだんだん判明してきて、増額となっているという経緯は分かりましたが、先ほど２回目の変更については、法面と法枠工、また残土処分等が増加したということですけれども、その規模というか、ちょっと私たちが想像するしかないので、状況が分かるようにお伝えいただけたらと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）農林政策課長。

農林政策課長　（　栗田俊助　農林政策課長　）農林政策課長です。

川岸議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回の予算に計上させていただいています事業費の内訳の関係でございます。まず法面等の掘削工の関係でございますが、約 2,500 立方メートルぐらいでございます。それから法面整形ということで、こちらはロッククライムマシーンというもので成形を

かけていくものが約 5,300 平方メートルというところでございます。それから、簡易法枠工、山側に簡易の法枠工を法面保護としてやっていくわけですが、こちらも先ほど同じように約 5,300 平方メートルぐらいということでございます。それに伴いまして残土の運搬費が約 4,800 立方メートルぐらいということでございます。あと、道が一部壊れてございますので、そこの部分の補強土壁ということで 34 平方メートルぐらいというところでございます。それから一部ガードレールも潰れておりますので、ガードレールが延長で 43 メートル、それから山側と道路の間にU字溝がございます。U字溝が入っていましたので、そこの復旧に約 7.3 メートルぐらいでございます。そういったものが今回の工事の内訳ということで、今後工事ということで予算の計上させていただいている状況でございます。

ロッククライミング工法というのは、今回の法面につきましては、中心で大体 51 メートルぐらいの山の高さがございます。その部分を左右が大体 40 メートルぐらいの山が崩れておりますので、そこですと 50 メートルといいますと、普通のバックホーですと登っていけないものですから、山側にまだ既存の、残っている木がございますので、バックホーに鉄のワイヤーで木のところにつないで、バックホーが登って成形するというような形のものがロッククライムマシーンということで、土を落としていくというような形でございます。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）よく分かりました、ありがとうございます。山の奥の方で、かつ急な斜面での危険な工事ということがよく伝わりました。そして大規模だということもよく分かりましたが、この経過表の中で、最後に１億円を【C】のところでマイナスしているのですが、これについての説明をお願いしていいでしょうか。この１億円がマイナスされるその理由をお願いします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）農林政策課長。

農林政策課長	（　栗 田 俊 助　農林政策課長　）農林政策課長です。 　川岸議員の再度の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。 　参考資料の２ページ目の一番下のところに第２回重要変更承認というところで、工事の請負契約ということで、１億円を減額見込みということで載せさせていただいてございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在、道の線形までできてございます。その後、法面の方のガードレールと先ほど申し上げた工事に移っていく予定でございます。今回のこの工事、先ほど川岸委員がおっしゃったとおり、令和６年度から始まっておりまして、令和８年度につきましては事故繰予算ということでありますので、事故繰予算ですと令和８年度中に工事が完成しなければならないというところでございます。現状でいきますと、山側の法面の面積が非常に大きいということで、そちらにつきましては大体７か月ぐらいかかってしまうということで、そのほかのＵ字でありましたり、補強土壁工をやっていきますと１年ぐらい、令和９年７月頃まで工事がかかってしまうというような状況でございます。そういった中で、現契約の中に載っている契約の部分のうちで、先ほど言いました法面整形の部分等は、令和８年度の新たな契約に移させていただくということになりますので、その法面整形でありますが、簡易法枠工等を新しく令和８年度に移させていただくということで、その分が約１億円程度減額して、新しい契約に移させていただくということでございますので、現契約の中の一部分、まだ未施工部分につきましては、契約を新たにさせていただきたいというところでございます。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。 　12 番、西田彰議員。
12 番議員	（　西　田　彰　議員　）９・10 ページ、８款４項４目、委託料 46,000 千円。この公園整備には令和７年度当初予算でも 14,500 千円出しています。先ほどもこの公園新設に、全体では 10 億円かか

ると、補助金があるということでございますが、大きな金額です。地下貯水施設も必要だということでありますが、この周辺で水害がここ三、四年で起きているというのは分かります。ただその原因がこのまちの中の排水路が狭い、そして第２小籔川に入っていくにも、第２も狭いです。課長が先ほど申しましたが、普通は下流から整備することが必要だけども、それでは間に合わないということでやるということですが、10 億円です。森町には都市公園が 10 か所弱ある。この大門も大門東公園があります。子育てする若いお父さん、お母さんの要望は、私達議会でも意見交換の中では公園が欲しいと、それなりの規模の都市公園をもう少し南の方へ作ってほしいという声がありました。繰り返しで申し訳ないですが、なぜこの奥へ公園が作る。奥に入ってしまうのかなという疑問もありますし、この公園整備に 10 億円以上かかる、そのことも非常に今の森町の財政状況からいっても、非常に厳しい状況ではないか、そういったことでこの公園新設が果たして、将来森町にとって、町民にどれだけの、維持費もかかる、負担もかかってくると思うのです。そういったことも考えたうえで、この補正が通っていけば設計もされて工事に移っていくということですが、それで本当に大丈夫なのかな、非常に危惧するところです。浸水をしたりする原因は、細い排水路、まずそこにお金をかけるべきではないかなというように思うわけですが、どうでしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）建設課長。

建設課長　（　緩 鹿 英 文　建設課長　）建設課長です。

ただいまの西田議員からの御質問の中で、まず浸水対策についての答弁させていただきます。

今回この周辺で近年の台風とか豪雨において、まちなか等だけではなくて、かなりのところで浸水被害が出ているということで、浸水対策をしていく必要があるという中で、先ほどの答弁でも申し上げましたけど、まずスタートとしてこの第２小籔川水系ということで、まず森地区まちなかの対策を進めていくということで

調査をかけまして、今年度３か実施設計をして対策を進めていると。並行して、今回のこの公園整備においての地下貯留施設ということで、そういったところで一つ整備するだけではなかなか全ての解決には至らないということですけど、そういったところで河川改修をしていけば、当然、改善されてくるわけですけど、それがなかなか難しいという中で、こういう一時的にでも上流で水を溜めることで、下流への影響を少なくするということで、まずこの地下貯留施設、浸水対策としては町は進めていきたいということで考えているところでございます。以上になります。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）ここでしばらく休憩をいたします。

（　午前１０時３５分　～　午前１０時４５分　休憩　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）休憩前に引き続き会議を開きます。

12 番、西田彰議員。

12 番議員　（　西　田　彰　議員　）先ほどもちょっと質問があったかもしれませんが、この公園、そして貯水施設ができた後の維持管理費というのは、毎年どのぐらいかかると見積もっているのでしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）建設課長。

建設課長　（　緩 鹿 英 文　建設課長　）建設課長です。

ただいまの西田議員の御質問にお答えします。

申し訳ないですけど、町全体の公園の維持費の資料が手持ちにないものですからあれですけど、当然今回のこの公園、基本的には公園面積で１ヘクタールを超える規模になるというところで、基本的にはまず植栽等が大きいかなと思います。そうなってきた時に植栽を芝にするのかどうするのか、あと高木、中低木とか、木をどこまで植えるのか、そういった維持管理が一番大きな要因になってくるかなと思いますけど、その辺も含めて、今単純に維持管理がいくらという試算まではまだできてないのですけど、当然他の公園等も見ていく中で一番維持管理費がかからないような、なるべく植栽についても、本数で調整をするとか、諸々の検

討をしながら、今後の将来的なその維持管理も含めた中で、その辺の財源確保、その辺も併せて今回実施設計等の中で検討、調整していきたいということで考えております。お願いします。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）12番、西田彰議員。

12番議員　（　西　田　彰　議員　）貯水した水はポンプで上げると聞いていますけども、当然電気代もかかるわけですが、そのポンプもあまり大きいと、現状、排水させた先が狭い排水路であれば、逆にまたそこであふれてしまうということもあるので、もうそこでポンプを、あまり大きくはできないということになってしまいます。

それと町長にもお伺いしますが、今後、リノベーションという名目でたくさんの事業を抱えている中で、森町のその財政的なものというのは大丈夫なのかと。この公園でも補助があるとしても、10億円のかかるわけですけども、児童館だって10億円ぐらいかかる、そしてまた維持費もかかるということですが、その辺の中心部にこれだけのお金をかけていくというのが、町民の納得が得られるのかどうか。非常に危惧するところですが、いかがでしょうか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）建設課長。

建設課長　（　緩鹿英文　建設課長　）建設課長です。

西田議員の再度の質問の初めの地下貯留についてのポンプが必要になってくるということの費用についてということでの御質問かと思います。これについてお答えします。

今検討しております地下貯留施設においては、当然、放流先の排水路よりもちょっと低いところになってくるというところで、ポンプを２台設置する計画でおります。そうなってきた時に、ポンプについては基本的には年１回程度のポンプの点検費用というものが多分かかってくるかなと思います。これを下流の影響を踏まえた中で大きくしようとすると、ポンプもまた大きくなってくるというところで、全体を見た中で当然下流への影響を考えた中

で、下流の流末の流量を超えるような排水は当然出していけないものですから、その辺を調整して出していくということで、今検討する中ではポンプを２台設置するということで考えております。その辺の維持管理費というのも、これから当然関係してきますので、その辺も踏まえてどのくらいの規模、ポンプの容量を再度、実施設計の中で詰めていくような形になるかなと考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）町長。

町　　長　（　太 田 康 雄　町長　）西田議員からの遠州の小京都リノベーション推進事業全体にかかる御質問でございますので、私がお答えをさせていただきます。

遠州の小京都リノベーション推進計画につきましては、これまでも幾度となく御説明をさせていただいておりますけれども、この町の中心部にある町有施設、老朽化した建物、あるいは空き地等を活用するために立てた計画でありまして、この計画を立案するに至った背景といたしましては、当然そこを何とかしなければいけないという思いはありましたけれども、ただ財政的に大きな負担を加えるわけにはいかないという思いもありましたので、まずはふるさと納税に力を入れることで、ふるさと応援基金を積み上げていって、こういった新たな事業に取り組む財政的な基盤を作るというところからまず着手をしたわけであります。そして、ふるさと納税によるふるさと応援基金の残高が 10 億円を超えたというところで事業着手を始めました。とはいうものの、これまでも説明をさせていただいておりますように、この事業によって町の財政に大きな影響を与えるということは良くないと考えておりますので、当然、町の財政状況を見ながら事業を進めていく、計画ありき、事業規模ありきでは考えていないということはこれまでにも申し上げてきましたので、御理解をいただければと思います。そして国の補助金、交付金にしましても、先ほど政策企画課長から説明をいたしました地域未来交付金という新たな交付金

が創設されて、それに合致する事業であると認めていただいておりますので、そういったものを財源に充てながら、また有利な起債を活用しながら、将来にわたって地域の活性化に寄与するような事業にしてまいりたいと考えているところです。

町の中心部に集中しているという御指摘もありますけれども、当初のこの計画を立てた理由といいますのは先ほども申し上げましたように、町の中心部にある活用されていない町有施設、あるいは老朽化してそのままでは危険な町有施設をどう利活用していくか、リノベーションしていくかということがこの計画のスタートでありますので、地域が限られると言えばそうですけれども、この地域だからこそ必要な事業として策定をしたものであります。また、現在の物価上昇の状況なども勘案しながら当初想定していたよりも事業を縮小して今後計画を考えている事業もありますので、それはそれぞれの経済状況、あるいは町の財政状況を勘案しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　多　数　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）起立多数です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第51号「令和８年度森町一般会計補正予算（第３号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、西田彰議員。

12番議員　（　西　田　彰　議員　）７・８ページ、３款１項２目、委託料1,161 千円、子育て世代の国民年金保険料の免除に関するシステムの改修ということですが、この保険料を免除するということには、いろいろ条件もあると思うのですが、この詳細を少し教えていただきたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）住民生活課課長。

住民生活課長　（　野　口　忠　住民生活課長　）住民生活課長です。

ただいまの西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

国民年金保険料の委託料の内容はということでございますけれども、こちらにつきましては令和６年６月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されまして、その法律によりまして国民年金の第１号被保険者、こちらは自営業でありますとか、農業者、アルバイト等の人が対象になるものでございますけれども、その人の育児期間に係る保険料の免除措置が令和８年10月から開始されます。その制度に対応するため国民年金システムの改修を行うものでございます。具体的な育児免除制度の内容につきましては、実子・養子を育てている人が利用できる制度となります。申請することで、現在月額１万 7,920 円の保険料が免除されることになります。対象期間は、実子・養子が１歳になる誕生日の前月までとなっておりまして、実母につきましては、出産予定月又は出産月の前月から１歳の誕生日の前月までの 13 か月分が免除されます。実母は13か月分が免除されます。また、父親や養父母につきましては、出産月から１歳の誕生日の前月までの12か月分が免除されるものでございます。また、こちらの免除された年金額につきましては、将来年金額を納付した場合と同様に反映されることとなっております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）７・８ページの２款２項３目の移住促進費ですけれども、こちらは二地域居住で確認された物件の残置物の処理ということですけれども、まずこの確認された物件というのが何件分で、残置物の処理としてこれを挙げているのかということと、どこにあるのかなということ。また権利関係の整理とはどういうことなのかなと思いましたので、ちょっと説明をお願いします。その拠点を整備して、その後どうしていこうと考えているのか、その経緯をお伺いします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）定住推進課長。

定住推進課長　（　秋山大介　定住推進課長　）定住推進課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

２款２項３目の移住促進費の委託料の件でございますが、こちらは何件かというところですが、昨年の事前の地区調査等を踏まえまして、今２件を予定しているところでございます。場所ですけども森地区で１件、城下地区で１件を予定をしているところでございます。この委託料につきましては、国の交付金を用いた地域未来交付金事業のソフト事業の一つとして行っていくものでございます。国が新たに進めています関係人口の増加推進という取組としております都市部と地方部を行き来し、活動するという二地域居住促進事業におきまして森町でも進めている中、ここでは森町で二地域居住の滞在拠点の候補となる空き家物件につきまして、実際に居住やコワーキングスペースのような仕事の場として、活用できる状態にまで整えていくために、相続などの権利関係や残置物の課題を整理する必要が出てきたものにつきまして、その業務を委託にて行うものでございます。具体的には、所有者や関係権利者の相続等整理に向けた実務支援、残置物の処分計画及び処分の実施支援業務を行いまして、二地域居住の受入れに活用できる状態に整えていくものでございます。そうしたところで整備したものを今後、二地域居住の希望される人にこういったところ

	がありますというところでの紹介に結び付けていきたいなと思っているところでございます。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。
８番議員	（　川岸和花子　議員　）空き家２か所を整備して、そこを滞在拠点として整備していくということですけれども、これに対して二地域居住の問合せみたいなのがあるのか、その見込みがあるのか、また二地域居住先導的プロジェクト事業との関係はどうなのか、お伺いします。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）定住推進課長。
定住推進課長	（　秋 山 大 介　定住推進課長　）定住推進課長です。 川岸議員の再質問にお答えいたします。 二地域居住の問合わせについてというところでございます。 個々に当課に電話等でそういったことをやってみたい、そういったお問合せをいただいているのをはじめ、関係する企業等からも都市部においては、こういったことをやりたいという、地方部でそういった活動をしたいという人が多く見られると、具体的な数まではちょっと把握ができていませんが、多く見られるということで森町でもそういったものに活用ができると見込んでいるところでございます。 それから、二地域居住先導的プロジェクトの関係でございますけども、当初予算でも教育の関係ですとか、仕事の関係、それから地域活動の関係で予算化しているものもございますけども、ここでは教育、住まい、仕事といったところを一体的に進めていきたいというところの中で、特に住まいというところで関連があるものでございますので、そこで課題がある権利関係を整理しまして、その整理が整って、住まいの一つを進めていくというところで、事業を進めていけたらなと思っているところでございます。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。
８番議員	（　川岸和花子　議員　）二地域居住の話は了解いたしました。

同じページの４款１項２目、予防費の健康こども課のマイナンバーでこども医療費助成の受給者資格確認のシステム改修ということですけれども、これは便利になるから良いと思うのですが、マイナンバーカードで今の機械でそのまま使えるのかどうかということをお伺いします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。

健康こども課　長　（　三澤由紀子　健康こども課長　）健康こども課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。

最初に、この改修についての事業概要について少し説明させていただきたいと思います。国が進めております医療費助成、オンライン資格確認への対応としてこども医療費助成、ひとり親医療費助成、重度障害者医療費助成の医療費助成システム改修を行うものであります。医療費助成オンライン資格確認とは、受給者証がなくても、マイナー保険証１枚で医療保険に加えて、こども医療等の地方単独公費負担医療の資格確認を可能とする取組となっております。国が構築したＰＭＨ情報連携システムの管理運用を令和９年４月からＤＸ審査支払機構へ移管することを予定しておりまして、円滑な移行を実現するため令和９年２月までに本番運用が開始できるよう、未導入の自治体へ要請しているところであります。令和５年から先行実施というものが開始されていまして、令和７年度末で 622 の自治体が参加、令和８年度には 1,400 を超える自治体に拡大予定となっております。今回オンライン資格確認が導入されますと、住民はマイナンバーカードを持っていれば、受給者証を持参しなくても医療機関を受診することが可能となります。現在受給者証を忘れたために、一旦現金で支払い、役場へ償還払いの手続に行くということが必要なくなります。医療機関においても、受給者証忘れの際に資格確認のために市町村に連絡して確認するという手間がなくなるものであります。自治体側においても、資格確認の照会対応や償還払い等の事務処理が減少し、正確な処理ができるようになってきます。現時点では医療機関側

も対応ができるように順次進めているわけでありますが、全ての医療機関が対応できている状況ではなく、またマイナンバーカードを所持していない人もいるため、この制度を導入したとしても直ちに紙の受給者証を廃止できるものではありません。今回、こども医療、ひとり親医療、重度障害者医療の３制度がシステム改修の対象となっておりますけども、医療費システムは制度ごとに分割することができないため、対象者が多いこども医療費助成事業で一括して委託料を計上させていただいたというところであります。医療機関は順次対応できるところが増えてきていますので、マイナンバーカードを持っていると対応できるようになるのですけども、それについては町も国のシステムに対応をする必要がありますので、双方が対応できるようになって初めて使える制度となります。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

７番、佐藤明孝議員。

７番議員　（　佐藤明孝　議員　）説明書９・10ページになります。10款６項４目、文化財保護費の中から遠州の小京都リノベーション推進事業のうち委託料、旧藤江勝太郎家の関係ですが、ここに400千円が計上されております。これにつきましては、地域資源を活用した歴史文化や取組を発信したり、その他それに類するような展覧会を開催するための事業費だと思いますけれども、この400千円については、現指定管理者である城下社中に委託をされるのか、まずその点をお聞きしたいと思います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）社会教育課長。

社会教育　（　磯谷博俊　社会教育課長　）社会教育課長です。

課　　長　佐藤議員の御質問にお答えします。

旧藤江勝太郎家住宅活用推進業務委託料をどちらに委託するかという質問ですが、藤江勝太郎の功績や旧藤江活動家住宅のＰＲが含まれていますので、本施設の指定管理者である一般社団法人城下社中を考えております。また、今後の城下の取組を進めてい

	くまちづくり団体として活動しておりますので、適任かと考えております。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。
７番議員	（　佐藤明孝　議員　）今の御答弁で城下社中を考えているという内容でございました。そうすると、この 400 千円の委託料というこの名称と、例えば指定管理料が以前は城下社中０円という形で御答弁を受けておりますが、委託料と管理料とのこの区別というのか、線引き的なものはどこら辺で作られているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）社会教育課長。
社会教育	（　磯谷博俊　社会教育課長　）社会教育課長です。
課　　長	佐藤議員の再度の質問にお答えします。 城下社中に対しての指定管理料ではないかという御質問ですが、こちらでは改修工事が第１弾のリノベと考えておりまして、今回は第２弾として城下の歴史文化資産を知ってもらい、保存につなげ、その魅力を広めて活用していくソフト事業と考えております。城下の取組を進めていくうえでは城下の住民が参画するまちづくり団体に委託するのが、地元町政や城下の活性化になると考えております。また、旧藤江勝太郎家住宅を城下の拠点として活用されることが望ましく、指定管理者に委託することを考えました。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）社会教育課長。
社会教育	（　磯谷博俊　社会教育課長　）社会教育課長です。
課　　長	ただいまの質問ですが、指定管理の仕様書の中にイベント開催は含まれておりませんので、今回のイベント開催ということで、委託を考えております。以上です。
議　　長	（　中根信一郎　議長　）７番、佐藤明孝議員。
７番議員	（　佐藤明孝　議員　）イベントを考えているということは、前回、城下社中を指定管理者にするというところで私も承知はしております。しかし今回、委託料としてお支払いする 400 千円と、

当初ゼロだと言われた指定管理料との違いというのをどこで線引きがされているのか。委託料、指定管理料の違い、同じところにそれをお願いするということですから、その根本的な違いというのが、何をもって委託料と指定管理料で区別をされるのかという、そこをちょっとはっきりとお聞きできればいいのですけど。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）社会教育課長。

社会教育課長　（　磯 谷 博 俊　社会教育課長　）社会教育課長です。

まず指定管理は施設の運営というところで指定管理を行っていただいております。今回のイベントに関しては、城下のまちづくりというか、活性化、城下の歴史文化資産の紹介をするためのイベントとなっております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）町長。

町　　長　（　太 田 康 雄　町長　）少し補足をさせていただきます。

指定管理につきましては、こちらから指定管理をお願いする業務内容について、仕様書をまとめております。その中には自主的なイベントというものが入っていたかと思いますけれども、今回は、町がこういった事業をやってくださいということでお願いをする、委託をするということで城下社中に委託をするものです。なぜ城下社中に委託かということにつきましては、先ほども社会教育課長が答弁をいたしましたが、地域の事情に精通している、またメンバーには過去に町内会長を務められた人などもいらっしゃって、地域の総意をまとめるのにふさわしい団体として業務を遂行するうえで適切であると考えて、城下社中に委託をするものです。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

４番、佐藤嘉彦議員。

４番議員　（　佐 藤 嘉 彦　議員　）４番、佐藤でございます。

予算書の５・６ページ、歳入になりますけれども１点だけお伺いをしたいと思います。

20 款１項１目、繰越金でございます。既に出納整理期間を経過

しているということで、今回の補正で繰越金については約 5.1 億円の予算を計上しているということでございますが、令和７年度の決算見込み、もしできれば実質収支ベースで現時点でのこの見込み額というものを把握できていればお伺いをしたいと思います。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）財政課長。

財政課長　（　鈴 木 俊 久　財政課長　）財政課長です。

佐藤嘉彦議員の御質問にお答えをします。

繰越金の状況ということで令和７年度から令和８年度への繰越金ということでございます。出納整理期間が終わっておりますけれども、詳細について今、再度確認をしている状況でございますので、大体の数字で申し上げさせていただきたいと思います。歳入歳出の差額で７億 2,250 万円程度が繰越金として残るではないかと考えております。その中から今回報告で挙げさせていただいております繰越明許費、それから事故繰越の中の繰越金を当てる翌年度に繰り越すべき財源というのが 2,586 万 3,000 円でございますので、最終的な実質収支としますと６億 9,670 万円程度と現在見込んでいるということでございます。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

１番、榊原雄太議員。

１番議員　（　榊 原 雄 太　議員　）９・10 ページ、10 款６項４目、文化財産保護費の先ほども御質問にありましたが、旧藤江勝太郎住宅の活用推進事業委託料 400 千円についてお伺いをいたします。

まず、３点ほどお伺いをしたいのですけども、まず１点目といたしまして、指定管理料、施設を管理する金額とイベントの金額が違うといったことで、そもそも違うということですので、そのかかった費用の内訳、そういったものは別の会計として報告をされるのかと、そのイベントのかかった金額、例えばそのかかった 400 千円のうち全て使わなかった金額については、その使い道はどうなるのかといった点がまず１点。

２点目といたしましては、この委託料といったものはいわゆる包括的な委託的な要素が多いのですけども、そうなった場合に単年度として今年のみイベントを行うのか、継続して来年度以降もこういったイベントを打っていく必要があるのか、また令和８年度においても、また別に補正予算として、こういったイベントというのは、単発的に打つよりも、継続的に集中して打っていった方が効果が見込まれることもありますので、まだ令和８年度のうちにそういった計画がまた新たに生じる予定があるのかということをお聞きしたいと思います。

３点目として、委託先が城下社中といったことでございます。城下の町並みに対しましては、森のまちなかでもありますが、森のまちなかでは秋、城下は春といったところで町並みと蔵展といったものを行っております。町並みと比べての中では、実質上その城下社中に参画していただいているメンバーの何人かはその町並みと蔵展の中にもメンバーとして参加をいただいております。そういった中で、町並みと蔵展との相乗効果、そういったところも考えているのか、この３点についてお伺いをいたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）社会教育課長。

社会教育課長　（　磯谷博俊　社会教育課長　）社会教育課長です。

榊原議員の質問にお答えします。

まず１点目の今回のイベントについて使わなかった部分があったらどうするかという質問でございますが、基本的にこちらでこのようなイベントをしていただきたいという仕様書というものを作成していくのですが、この 400 千円丸々かかるといったイベントの見積もりとなっております。ですので、使わなかった部分というところは、現在は想定しておりません。

二つ目の単発的に行うのか、それとも集中的に行うのか、今後同じような委託をすることを考えているかというところですが、今の時点で次の委託の検討はまだしてはいない状況です。今後の展開としては、まちづくり団体である城下社中の目的が地域活性

化に資する取組としているところですので、城下社中の取組に協力していきたいと考えております。

三つ目に、町並みと蔵展の相乗効果といったところに関してですが、今説明差し上げましたが、城下社中の目的が地域活性化に資する取組となっているために積極的に町並みと蔵展とか、そういったところに参画していただいて、城下の活性化をしていっていただきたいと考えております。以上になります。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。

１番議員　（　榊 原 雄 太　議員　）それではイベントにかかった費用 400 千円全て使う計画になっているということですので、まずその内訳について教えていただけますか。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）社会教育課長。

社会教育　（　磯 谷 博 俊　社会教育課長　）社会教育課長です。

課　　長　榊原議員の再度の質問にお答えします。

今、イベントの内容としましては、旧藤江勝太郎家を拠点として城下地区の地域資源を活用して、歴史や文化的な魅力を発信する企画を委託しようと考えております。まず、旧藤江勝太郎家の紹介は行っていただきまして、住宅の中のイベントスペースで、城下の歴史や文化を展示して、併せて城下地内の歴史的資産を紹介するようなミニウォークといったところを企画、予定しております。そちらの見積もりといいますか、費用に関してですが、まずスタッフの人件費が主になってきますが、イベントスペースで行う文化展を 10 日と考えております。それに関わるスタッフ、準備から片付けまでを 17 人と考えております。それ以外に関しては、諸経費といったところで、チラシや看板といったところを考えております。20 万円を２回行うといった予定で考えております。その美術展ですが、今後詰めていかなくてはいけないと思っていますが、城下の特徴である富永謙太郎氏の絵を飾る、もしくは城下の紹介ができる昔の写真展とか、あとは城下にある歴史的な文化資産といったものを展示していくことを考えております。あと、

藤江さんから寄贈していただきました藤江家に伝わるコレクションというか、美術品もありますのでそちらも展示していきたいと思っております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）１番、榊原雄太議員。

１番議員　（　榊 原 雄 太　議員　）内訳について分かりました、ありがとうございます。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

城下については藤江勝太郎氏のみならず藤江金兵衛氏とかそういった非常に多くの偉人がいます。また城下出身とは限らずに城下学校の出身者といった、例えば玉沢光三郎氏とかそういった森町を代表する多くの偉人が城下学校から生まれております。その城下学校がすごく近くにあるといったのが、実はその藤江勝太郎家の一番の今後の可能性を私は考えているところでして、その城下学校を活用したような展示会とかそういったものが計画されているかどうかについて、最後にお伺いをいたします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）社会教育課長。

社会教育　（　磯 谷 博 俊　社会教育課長　）社会教育課長です。

課　　長　榊原議員の再度の質問にお答えします。

城下学校についてですが、この委託するイベントの中でも取り上げていきたいとは考えております。まず勝太郎家のイベントスペースに飾るというものはやるとしまして、城下学校に何か展示とかそういったことも考えてはおりましたが、今の時点ではそのような予定はないですが、この城下の発信という点では城下学校も必要かと思っていますし、また古い歴史的資産である住宅、古民家等もありますので、今後の展開としてそちらをやっていきたいと思います。また城下社中、町並みと蔵展とか、そういったところにも協力して展示をしていきたいと思っております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

10 番、加藤久幸議員。

10番議員　（　加藤久幸　議員　）先ほど来ありました説明書７・８ページ、２款２項３目、移住促進費のところの二地域居住推進事業、このところでこの事業は人口減少が進む森町においては、空き家問題の解消について大変有効なことかと思います。そして令和７年度に実施した調査の結果、どのような調査をされたのかというところと、二地域居住の拠点として利活用が見込まれることが確認された物件、何をもって確認したのか、その確認の内容を教えていただきたいと思います。それと権利関係の整理や残置物の処分ということですが、残置物はどのようなものが含まれて、量はどのぐらいあるのかというところをお願いしたいと思います。

議　長　（　中根信一郎　議長　）定住推進課長。

定住推進課長　（　秋山大介　定住推進課長　）定住推進課長です。

加藤議員の御質問にお答えいたします。

まず１点目の令和７年度にどのような調査をしたかというところでございますが、令和７年度に実施しましたのは、この二地域居住を進めるにあたって、特に住宅の候補としてどういったものがあるか、先ほども申しましたが、やはり住まいのところは確保が必要である課題というところでありましたので、実際にどういったものがあるかということを関係者を通じて、また自分たちも一緒に同行しまして、調査をしております。その中でスペース的なものですとか、実際に空き家バンクに今回のものは登録がされていないものというところもありまして、そういったところを登録されていない所有者もまだ相続がされていないというところもあるのですが、そういったところは今回見込んでいる物件については、都市部の人も興味を示すスペースなり、ものがあるというところで、今回の物件を候補の一つとして挙げているものでございます。

残置物、どんなものがあるかというところでございますが、家財道具、タンスですとか、食器類、日用雑貨類、日用品等が実際にはまだその物件の中にはあるような状態です。そういったものを

どのように処分していくかという計画と、実際の処分を今後行っていきたいものとなります。家財の量につきましては、実際にどのぐらいある、何立米というところまではつかんでおりませんが、中の家財等を今後整理していきたいというところでございます。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。

日程第４、議案第 52 号「令和８年度森町介護保険特別会計補正予算（第１号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）こちらは国の制度の変更で、介護保険施設であるとか、ショートステイを利用する際に低所得者の食費、居住費の負担限度額が引き上げられたという説明があったのですけれども、どのように引き上げられるのか、その内容について御説明をお願いします。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）福祉課長。

福祉課長　（　中　村　貢　福祉課長　）福祉課長です。

川岸議員の御質問ですけれども、どのような内容のものかということかと思います。こちらについて御説明させていただきたいと思います。

まず、令和８年８月１日から議員御案内のとおり、食費、居住費について利用者負担第１、第３段階②の人を対象に所得に応じて改正が行われております。また、食品の基準費用額も併せて改正も出されます。具体的には基準費用額の日額が 100 円引き上げられまして 1,545 円、月額 3,000 円引き上げられて 4.7 万円、第３段階①の世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額プラスです。合計所得金額が 82.65 万円強から 120 万円以下の人、また預

貯金金額が 550 万円、また夫婦の場合は 1,550 万円以下の人で食費が１日当たり 30 円引き上がりまして 680 円、月額では 2.1 万円となります。第３段階②の世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額プラス合計所得金額が 120 万円を超え、預貯金金額 500 万円、夫婦の場合だと 1,500 万円の以下の人で食費が１日あたり 60 円引き上がりまして 1,420 円、月額では 4.3 万円。また、多床室で老健医療院以外の人の居住費が 100 円引き上げられて、月額もそれぞれ引き上げられるというものです。また、令和８年４月１日から判定に用いられる合計所得金額が第２段階、それから第３段階①の人で 80 万 9,000 円から 82.65 万円に引き上げられております。この改正を受けまして、介護保険の限度額認定証やその決定通知書等の変更が必要となることから、今回システム改修費として委託料を計上させていただいたものとなっております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）この第３段階①と②などがあるのですけども、なぜこの第３段階とか第２段階とか、その部分的な引上げなのかなという疑問があるので、国の変更でしょうがないのですけども、何かその点が分かったらお願いしたいのと、また森町でこの介護保険負担制度の認定証を今回の改正でシステム改修ということなので、何人ぐらいを発行しているのか、またそこに影響があるような人が何人ぐらいおられるのかということを伺います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）福祉課長。

福祉課長　（　中　村　貢　福祉課長　）福祉課長です。

川岸議員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

まず引上げの関係が部分的に限られているということですけれども、判定に用いられる合計所得金額については、先ほど御説明をさせていただきましたけれども 80.9 万円から 82.65 万円ということで、こちらについては令和７年度の年金額改定によりまして、

令和７年度中の老齢基礎年金額の支給額が 82 万 6,460 円となりまして、80.9 万円を超えることを踏まえまして、基準を見直して、年金収入等を 82 万 6,500 円を基準とすることにされたというものでございます。また、食費に関しまして、段階に応じて 30 円、それから 60 円という引上げとなっておりますけども、これについても利用者にそれなりの分の負担をいただきたいという国の考えに基づいて改正をされたということになっております。

また次の御質問として対象者の人数がどれだけになりますかということですけれども、町といたしましては令和６年８月１日から令和７年７月 31 日の期間、１年間が有効になりますので、そちらの期間で対象となった人が 185 人いらっしゃいます。その中で負担限度額認定者を交付している人数ということになりますと、第１段階では３人、それから第２段階は 57 人、第３段階①で 53 人、それから第３段階②で 69 人、合計 182 人が申請をしていただいて、交付しているということです。なお、対象となる人には毎年申請書をお送りしております。今年度の御案内についても、令和８年８月１日から令和９年７月３日までの期間で、該当された人に申請書をお送りする予定でいるということです。以上となります。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）つまり申請されてない人もおられるということですね。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）福祉課長。

福祉課長　（　中　村　貢　福祉課長　）福祉課長です。

川岸議員の再度の御質問にお答えいたします。

先ほど、人数の関係で対象人数 185 人に対して合計 182 人ということで交付した人、３人の申請が漏れているということになると思いますけれども、こちらの３人ですけれども、実際のところ、先ほど説明の中で所得額等プラス夫婦の預貯金額というところを説明させていただいたのですけれども、そちらの預貯金額で非該

当という人もいらっしゃいますので、実際にその送られたのですけれども、そういったところで非該当ということになってしまったということで、そういった関係で申請はいただいたのですけども、残念ながら要件を満たさない人もいらっしゃるということです。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。

日程第５、議案第 53 号「第 10 次森町総合計画基本構想の策定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）第 10 次森町総合計画策定についてですが、全員協議会で御説明いただいたところ、町の将来像というのは「人とのつながり」、「地域とのつながり」、「時とのつながり」というこの「時とのつながり」のところが良いなと思ったのですけれども、将来像として「つながりと愛着を持ち共に創る森町」ということで、私は良いなと感じたわけですけれども、総合計画審議会での意見でどのような意見が出たかということと、それに対して修正を加えたというようなお話がありましたので、どういう点を修正したのかということを伺います。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）政策企画課長。

政策企画課長　（　鈴木勇登　政策企画課長　）政策企画課長です。

川岸議員の御質問にお答えをいたします。

総合計画審議会でどのような意見が出て、どういった点を修正したかといった御質問かと思います。

いろいろと意見をいただいているのですけども、修正に至った点というところでございますが、基本の柱の部分で、柱の２が「豊かなこころで未来を拓く人を育むまち」ということで今なってい

ますけども、こちらが案の段階では、「未来を拓く人を育むまち」という表現になっておりました。これが少しスマートすぎて、乾いた印象を受けるといったようなことでございましたので、それに対して少し心の部分を足していったらどうかというような御意見をいただきまして、ここの部分につきましては「豊かなこころで未来を拓く人を育むまち」ということで、教育委員会とも相談をして変えていったというようなことでございます。主な修正点としましては、そこが一番大きかったところと思っております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）基本の柱というところで、分野的にはそんなに変わらない、町の運営なので変わっていかないと思うのですけれども、今後、総合計画の基本計画に落とし込んでいくという中で、今森町の弱い部分というか、企業誘致だったり、観光の発信だったり、河川の整備とかというところが弱いと数値で出てきているのですけど、第９次の総合計画とそういう部分で違うところというか、違ってきている部分というか、こういうところを意識したというようなことがあれば。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）政策企画課長。

政策企画課長　（　鈴木勇登　政策企画課長　）政策企画課長です。

川岸議員の再度の御質問にお答えをいたします。

第９次と第10次、違った点、これからどうしていくのかというような御質問かと思います。

今後、基本構想をお認めいただきましたら、具体的な内容を含んだ前期基本計画というものを策定していくものでございます。基本計画を策定する際には、総合計画でございますので、第９次時同様全体を網羅するというような一方で、町の限られた資源を最大限に活用しなければならないということがございますので、選択と集中という考え方に基づいた特色ある方向性を示す必要があるということで考えております。具体的には、現在進めており

ます遠州の小京都リノベーション推進計画に沿った事業ですとか、ヤマハ発動機との連携協定に基づく自転車を活用したまちづくりですとか、先ほど予算でも御審議いただきました公園整備ですとか、または郡役所の移築といった多世代交流をはじめ、滞在型観光の推進、又は先ほど川岸議員がおっしゃいました防災の関係、そういったことに力を入れていきたいということで、具体的なものとして入ってくると考えております。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）８番、川岸和花子議員。

８番議員　（　川岸和花子　議員　）今回の大切な計画の策定に当たって、町民アンケート、ウェルビーイングの幸福度アンケート、中学生アンケート、森町を語る会、まちづくり検討会、ＡＩを活用したオンラインワークショップ等、数々の意見を取り入れるというか、聴かれた印象があります。町民アンケートなどは、非常にいろいろな意見があって辛辣なものもあり、それは無理だろうみたいなものもあり、また中学生のアンケートは、本当に子供たちの素直な感想が表れて非常に心洗われるような気持ちがしたのですけれども、この数々の意見を集約されて計画を作られたということは大変だっただろうなと思う点と、そのアンケートの中で、分析されておられて、やはり低かったというか、分析された中で交通面、また教育の面も幸福度としては低かった。そしてデジタル生活の分野も低いと出ておりました。掛川市、御前崎市とのＤＸの連携というものもありますので、そういう点をどのように広げていくのかということを考えているかという点と、計画を作ってからパブリックコメントも取っていくということですが、どうしてもデジタルとなると、同じ人が書き込みがちというか、偏るという部分がどうしても出てくる面も、どのようなことでもそうかもしれませんけど、多くの町民が意見しやすいことも大切かなと、そのための今回のたくさんの収集方法だったのですけど、パブリックコメントに対してはどのような工夫を考えておられるかということを伺います。

議　　長	（　中根信一郎　議長　）政策企画課長。
政策企画課長	（　鈴 木 勇 登　政策企画課長　）政策企画課長です。 川岸議員の再度の御質問にお答えをいたします。 １点目、ＤＸをどのように展開していくかといったような御質問かと思います。これは先ほど川岸議員がおっしゃいましたように、掛川市、御前崎市と広域宣言を出したというところにつながっているものでございますけども、３ページのところにございます森町におけるＤＸということ、それとＤＸ推進の指針といったものの記載がございます。こちらの指針でございますけども、御前崎市とともに策定をした共通のＤＸ推進戦略の内容を踏襲しているものとなっております。宣言から森町バージョンに言葉はカスタマイズをしているのですけども、この考え方を共通として進めていきましょうということで考えております。また、掛川市も含めた広域ＤＸ推進宣言というところでございますが、こちらは「“くらし”に寄り添う」、「“とも”に活かす“とも”に高める」という展望を掲げてございます。２市１町の職員がノウハウを共有して、行政区を超えた一体的なサービス提供ができないか、またそうしたことを検討することによって、生活圏に合わせた利便性の高いサービスが実現できるのではと期待しているところでございます。こうした広域でのＤＸ推進を実現するための第一歩としまして、今年度の取組としましては、ＤＸリーダーの育成と業務課題の研究を実施する予定を進めているところでございます。広域の体制につきましては、他市の参加もウェルカムということですので、周辺自治体とも協力しながら、各地域課題の解決に向けて進めていきたいと考えております。また具体的にどういったことができるかということでございますけども、先ほど言った職員のノウハウの共有ということで業務への対応、そういったところの落とし込みですとか、あとは可能であれば、統一のシステムを使っていくといったようなことも対象には入ってくるかなと考えております。１点目につきましては以上です。

２点目、パブリックコメントの収集方法ということでございますけども、今回の調査につきましては、オンラインワークショップなどデジタル技術もかなり使ってきたところでございます。デジタル技術ありきではなくて住民の利便性満足度を最優先に考えていかなければならないと考えております。ですので、パブリックコメントにつきましては、デジタルも使ったアンケート、そういったことも想定をしておりますし、役場に来て内容を見て、紙で答えていただくといったようなことも想定をしているところでございます。以上です。

議　　長　（　中根信一郎　議長　）他に質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議　　長　（　中根信一郎　議長　）質疑なしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告いたします。

６月 23 日午前９時 30 分、本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

（　午前１１時５６分　散会　）